

第三次 南関町行政改革大綱

平成18年3月

南 関 町

策定にあたって

南関町は、昭和30年に5か町村の合併により誕生して以来、50周年を迎えました。

これまで本町は、豊かな自然のなか、先人の方々の英知と町民の皆様のたゆみない努力によって産業・経済、教育・文化活動など多方面にわたる発展を遂げてきました。行財政におきましても、総合振興計画に基づいた事業の推進、計画的な財政運営に努めることで、現在まで健全な運営がなされてきたところです。

しかしながら近年、国の構造改革や三位一体の改革の推進など、めまぐるしく変化する時代を背景にして、町政の基盤となる行財政運営は、年々厳しさを増してきています。このような変化にいち早く対応し、健全財政を維持すべく、昭和61年からの第一次行政改革に続き第二次行政改革を断行し、行財政の簡素化、効率化に努めてきたところであり、平成14年度からは玉名地域1市8町による広域合併を目指し協議を行ってきました。市町村合併は、最終的に目的を達することができない結果となりましたが、行財政改革については避けて通れない重要な課題となり、本年度末をもって終了する第二次行政改革大綱に続く新たな大綱策定の必要性が高まりました。また、平成17年3月には、国の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」で、職員数の削減や事務事業の見直し、経費削減など多方面にわたり具体的な目標を公表することが示されたところでもあります。

本町では、行政改革推進のためには、町議会をはじめ住民の方々のご理解とご協力を得たうえで取組みを進める必要があるとの考えから、第三次行政改革大綱等に関しまして、南関町行政改革審議会に「南関町の行政改革について」の諮問を行い、慎重なる審議を重ねられた貴重な答申をいただくとともに、町議会をはじめ住民の方々のご意見を踏まえたうえで、策定を行いました。この計画は「住民と行政による協働のまちづくり」を推進する上で欠かせないものであり、「計画の実現こそが町の明るい将来につながる」ことを肝に銘じ、町民の皆様の協力を得ながら取組んでいかなければならないと考えています。

今後、単独での町政運営を行うにあたり、行政サービスの低下を招くことなく、町民のニーズに的確に応えられる自治体でありつづけるため、行財政改革を一層強力で推進し、健全な財政運営を維持しつつ、住民一人ひとりが希望を持って暮らせるふるさと「南関町」の建設に努めますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成18年3月

南関町長 上田 数吉

目 次

第1章 行政改革の基本方針	1
1 これまでの取組み（第一次・第二次行政改革大綱の実績）	1
2 新たな改革の必要性	2
3 改革の基本的な考え方	3
4 推進期間	3
5 推進方法及び進行管理	4
(1) 推進方法	
(2) 進行管理	
(3) 公表	
第2章 行政改革の具体的推進策	5
1 協働によるまちづくりの推進	5
(1) 地域住民との協働の推進	
(2) 情報公開の推進	
2 情報化の推進と行政サービスの向上	5
(1) 電子自治体の推進	
(2) 住民サービスの向上	
3 組織・機構の整備	6
(1) 組織・機構の改革	
(2) 審議会・委員会等の整理・統合	
(3) 行政区等の再編・統合	
4 行財政システムの簡素化・効率化	7
(1) 事務事業の見直し	
(2) 民間委託等の推進	
(3) 公共工事の改善	
5 職員の配置、定員及び給与の適正化	8
(1) 職員配置の適正化	
(2) 職員数の適正化	
(3) 職員の給料及び手当の適正化	
6 職員の意識改革と能力開発の推進	10
(1) 職員の意識改革・能力開発	
(2) 人事評価制度の充実	
7 健全な財政運営の推進	11
(1) 自主財源の確保と強化策	
(2) 歳出の抑制策	

(3) 特別会計の健全化	
8 公共施設の設置及び管理運営	13
(1) 効果的・効率的な設置及び管理運営	
9 広域行政の連携強化	14
(1) 広域行政の連携強化	

<参考>

- (1) 南関町行政改革審議会設置条例（平成7年条例39号）
- (2) 南関町行政改革審議会委員名簿
- (3) 南関町行政改革推進本部設置要綱（平成17年訓令6号）

<添付資料>

- (1) 第三次行政改革大綱実施プログラム

第1章 行政改革の基本方針

1 これまでの取組み（第一次・第二次行政改革大綱の実績）

南関町は、多様化する行政需要に対応しつつ、地域社会の活性化及び住民福祉の増進を図るため、昭和61年12月18日に「第一次南関町行政改革大綱」（計画期間：昭和61年～平成7年）を策定しました。この第一次大綱では、事務事業の見直しとして、各種補助金の削減及び統廃合や各種委員会・審議会等委員の削減、有線放送施設保守業務を民間委託する等の実績をあげています。

その後、平成7年4月から第二次行政改革に向けての取組みを始め、地方自治法第138条の4の規定に基づく「南関町行政改革審議会」を設置して審議を行い、平成8年1月25日に「第二次南関町行政改革大綱」（計画期間：平成8年～平成17年）を策定しました。第二次大綱では基本方針の冒頭で、「南関町の現状を認識し、長期的な視野から21世紀を展望した行政需要の変化に対応した計画的、効率的な行政運営や住民福祉の向上を図るため行政改革を強力に推進する」ことを示し、主に次のような実績をあげて改革を進めています。

(1) 事務事業の見直し

- ① 町単独補助金の整理合理化（H10年、H17年）
- ② 文書管理システム導入（H12年）
- ③ 行政手続条例施行（H12年）

(2) 行政需要の変化に対応した組織機構の見直し

- ① 土地調査室の廃止（H9年）
- ② 消防団員の定数削減（H9年）
- ③ 各種委員会の定数削減等（H10年）

(3) 定員管理の適正化

- ① 職員数の削減（H7年～H17年で16人削減）

(4) 給与の適正化

- ① 給料の調整額の見直し及び廃止（H7年～H10年）

(5) 民間委託等の推進

- ① 総合文化福祉センターの管理運営を（有）南の関うから館に委託（H11年）

(6) 財政の健全化

- ① 地籍情報手数料（H11年）、火葬場使用料（H11年）、ごみ処理手数料（H13年）の見直しによる収入増
- ② 税等の口座振替導入（H12年）
- ③ 食糧費、旅費、その他の物件費の節減（随時）
- ④ 納税組合報奨金の廃止（H16年）
- ⑤ 前納報奨金の廃止（H17年）

(7) 公共工事の改善

- ① 直営舗装工事の廃止（H8年）
- ② 工事予定価格の事前公表（H14年）

(8) 町議会

- ① 町議会議員定数（18人から16人）削減（H10年）
- ② 町議会議員定数（16人から12人）削減（H18年）

(9) その他

- ① 特別職4役の給料（約5%）削減（H17年度）
- ② 町議会議員の報酬（約10%）削減（H17年度）
- ③ 窓口業務時間（週3日）の延長（H17年度）

2 新たな改革の必要性

(1) 住民ニーズの高度化・多様化

少子高齢化、人口の減少、高度情報化の進展等により社会情勢が大きく変化しているなかで、行政需要も高度化・多様化し、質の高いきめ細やかな行政サービスが求められています。また、情報通信網等社会基盤の整備、電子自治体の推進により行政サービスの提供方法も変革期を迎え、新たな対応に迫られています。

このようなニーズに的確に対応するためには、これまでの既成概念にとらわれることなく抜本的な見直しを図り、より一層公正で開かれた町政の推進に取り組む必要があります。

(2) 三位一体の改革の影響による厳しい財政状況

国の三位一体の改革により地方財政を取り巻く環境は厳しくなり、本町においても、地方交付税の大幅な減少（平成14年度：1,943,675千円、平成16年度：1,796,541千円、平成14年度と16年度の対比で△147,134千円 △8.4%）や補助金の削減、長引く景気低迷による税収の悪化等により財源確保が厳しくなっています。

一方で、少子高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題等への対応等の政策課題を抱え、財政需要はますます増大する傾向にあり、本町においても住民のニーズに対応した施策の推進に努めなければならないことから、健全財政維持のため、自主財源の確保対策やコスト削減意識、歳出構造の見直し等に取り組む必要があります。

(3) 本格的な地方分権の進展

平成12年4月の「地方分権一括法」により、国と地方は「上下・主従」から「対等・協力」の関係となり、国の構造改革における「国から地方へ」という流れのなかで、地方分権はさらに進展することが考えられることから、本町においても、自

己決定、自己責任に基づく地方自治の実現を目指した行財政基盤の強化を図るとともに、地域住民との役割分担を見直し、地域住民との協働による効率的な行政運営に取り組む必要があります。

(4) 町総合振興計画のスタート

平成17年に新たな南関町総合振興計画（基本構想・基本計画）が策定されたことから、町の活性化に対する住民の期待に応えるため、総合計画の趣旨を踏まえた諸施策の着実な推進を図る体制と基盤強化に努める必要があります。

3 改革の基本的な考え方

(1) 地方分権の進展に対応した行財政システムの構築

国の「三位一体の改革」、地方分権の推進等、変革する国の制度や新たな行政課題に的確に対応するため、行政のスリム化及び組織の強化に努め、弾力性のある行財政システムの構築を図ります。

(2) 簡素で効率的な行財政運営による健全化

社会経済情勢の変化に対応した柔軟で弾力的な財政構造による健全化を目指し、受益者負担の原則、公平性の確保の視点による自主財源の確保はもちろん、すべての事務事業の点検と、より計画性を重視した事業の推進に努めるとともに、民間活力の活用を検討する等、時代に即した簡素で効率的な行財政運営を推進します。

(3) 地域住民との協働によるまちづくり

従来の行政と地域住民との相互関係を見直し、さらに連携を深めながら、住民自治の確立を目指した地域住民との協働による積極的なまちづくりを推進します。

(4) 住民の視点に立った情報化

的確な行政情報の発信により、行政の説明責任を果たすことで、住民の信頼に応え、住民の視点に立った情報化を推進します。

(5) 職員の意識改革

多様な住民ニーズや新しい時代に即応した住民へのサービスを行うためには、職員一人ひとりの意識と能力を高めていくことが必要であることから、積極的な職員の意識改革に取り組みます。

4. 推進期間

「第三次行政改革大綱」の推進期間は、平成18年度から平成22年度（5年間）とします。

なお、実施プログラムについては、平成20年度（3年目）に見直します。

5. 推進方法及び進行管理

(1) 推進方法

行政改革大綱の具体的な実施に関しては、実施項目、実施目標年度等を明らかにした実施プログラムを策定して推進します。

(2) 進行管理

行政改革の進行管理については、南関町行政改革推進本部及び南関町行政改革審議会において進捗状況等の点検、評価及び管理を行います。

① 行政改革推進本部

行政改革の継続的な推進を図るため、助役を本部長とし、各課長等により構成した推進本部で、行政改革の進行管理を行います。

② 行政改革審議会

町長の諮問に応じて、一般有識者により構成した審議会にて、行政改革の推進に関連する重要な事項についての調査、審議や執行機関に対して行政改革の推進上必要な事項についての建議を行います。

(3) 公表

行政改革の進捗状況等については、町ホームページ、広報紙等により適宜公表します。

第2章 行政改革の具体的推進策

1 協働によるまちづくりの推進

(1) 地域住民との協働の推進

少子高齢化の進展、地方分権の推進等により生じている地域の課題やニーズに的確に対応するため、公聴機能の強化による住民参画の推進、住民による地域の活性化を積極的に支援し、「住民と行政による協働のまちづくり」を推進します。

特に地域の活性化については、そこに住む住民の自主的な活力を育成し、行政の果たすべき役割を踏まえたまちづくり意識の共有化を図りながら、具体的な施策の検討に努めます。

施 策

- ① パブリックコメント制度等、幅広く住民の意見を聞くことのできる住民参加システムの導入に努めます。
- ② 地域づくり、ボランティア活動等、住民が主体となった活動を支援することで、団体等の基盤づくりを推進します。
- ③ 住民主体による各種行事等の企画・運営を推進します。

(2) 情報公開の推進

住民と行政が一体となってまちづくりを推進するためには、住民への説明責任を果たし、住民の行政に対する関心を深め、住民の信頼を得る必要があります。そこで、「開かれた町政、透明性のある行政運営」を目指し、住民が求めている情報の把握、住民が取得しやすい情報環境づくり、機会づくりに努め、情報公開を積極的に推進します。

施 策

- ① 情報公開の充実を図り、的確で分かりやすい情報提供に努めます。
- ② 広報紙、ホームページの積極的な活用、情報内容の充実、双方向性のある情報化に努めます。
- ③ 防災行政無線の加入を促進します。

2 情報化の推進と行政サービスの向上

(1) 電子自治体の推進

住民の利便性の向上と行政情報伝達の効率化を目指し、町内の高速インターネット環境の整備を推進するとともに、庁舎内グループウェアの内容の充実に努める等、電子自治体への取組みを推進します。

施 策

- ① 町内の高速通信網の整備を促進します。
- ② 庁内の総合行政システム充実のためのシステム更新に努めます。

- ③ 電子自治体の構築に向けた総合的な電子化を推進するため、情報化推進計画を策定します。

(2) 住民サービスの向上

住民の生活様式の変化等によるニーズの高度化・多様化に対応した窓口サービスの向上を目指し、町民の視点に立った的確で質の高いサービスの提供と事務の迅速化を図り、来庁者の利便性の向上に努めます。

また、町民が安心して庁舎、施設を利用できるよう、庁舎、施設環境の改善に努めます。

施 策

- ① 窓口サービスについて、時間延長、休日対応の必要度について判断したうえで導入を図ります。
- ② 窓口手続きの簡素化、事務の迅速化を推進します。
- ③ 申請書様式の簡略化、添付書類の削減、インターネットによる申請手続きの充実を図ります。
- ④ 受付（お尋ね）用の窓口を設置するとともに、住民が利用しやすい課（窓口）の配置、分かりやすい案内板の設置に努めます。
- ⑤ 相談者等のプライバシーを考慮するため、課等の業務内容に合わせたスペースの確保を図ります。

3 組織・機構の整備

(1) 組織・機構の改革

行政組織は、簡素で効率的な事務執行体制であることに加え、住民に分かりやすく、利用しやすいことが必要です。さらには、地方分権の推進や住民ニーズの多様化、社会構造の変化等に伴う新たな行政課題に即応する必要があることから、スクラップ・アンド・ビルドを基本にしながら、組織のスリム化、効率化とともに、人と人との機能的なネットワーク構築による企画調整、連絡調整機能強化等を考慮した組織・機構の見直しを図ります。

施 策

- ① 課等の統廃合を図ります。
- ② 助役の収入役職務兼務を図ります。
- ③ 特別職の非常勤職員（ただし、議会議員を除く。）の廃止等について検討します。
- ④ 行政事務の迅速化、効率化を図るための決裁権限の見直しを図ります。
- ⑤ 用度係等、必要性のある担当係の充実を図ります。
- ⑥ 総合行政事務推進のため、柔軟に対応できる体制づくりを目指した係の再編を図ります。

(2) 審議会・委員会等の整理・統合

審議会・委員会等の組織運営の効率化を図るため、法令等で設置義務のあるものの以外は、必要性や定員を精査し、整理・合理化に努めます。

また、委員の構成について、行政組織のスリム化等の見直しが進む中で、委員の専門的知識の活用や住民の意見集約等、その重要性は一層増していくことから、住民に開かれた機関を目指し、委員の選任基準、会議の開催日及び方法等の見直しに努めます。

施 策

- ① 類似するもの、目的を達し役割を終えたもの等の統廃合に努めます。
- ② 委員定数の見直しに努めます。
- ③ 審議会・委員会等の委員の選任については、多選や偏重を避け、設置の目的に沿って公募を行う等、住民参加を促進します。

(3) 行政区等の再編・統合

行政区の大きな役割である地域コミュニティとしての機能の充実等に資するため、行政区域の再編・統合を推進します。

さらに、行政区並びに区長の取扱事務の重要性を踏まえ、新たな考えのもとで、現在の行政区の枠を超えた制度の導入を推進します。

施 策

- ① 行政区間のつながり等の現況を調査し、小規模行政区域の統合を推進します。
- ② 大字単位を基本とした新たな行政区の枠による区長制度の導入を図ります。

4 行財政システムの簡素化・効率化

(1) 事務事業の見直し

社会経済情勢の変化とともに、行政需要が複雑多様化するなか、行財政事務の簡素化・効率化を図るためには、過去の慣例、習慣にとらわれず、新しい手法を積極的に検討し、活用する必要があります。

事務事業の見直しについては、単なる経費節減のための切り捨てではなく、より一層、必要性や費用対効果を考慮して行う必要があることから、経常的な事務事業はもちろん、町が計画している各事業について、施策・事業の点検、評価によりわかりやすく透明性の高い行財政運営を目指し、成果重視の視点による評価システムの構築等、抜本的な見直しを図ります。

また、行政改革を全庁的な取組みとするため、事務改善に関する職員の参加を促し、継続的な効率化に努めるものとします。特に行政の内部事務の見直しについては、電算処理業務の改善を図り、庁内ネットワークを活用した処理の迅速化と経費節減の視点から徹底した取組みを推進します。さらに、行政手続の簡略化、運用の改善など住民の利便性に考慮した規制の緩和を推進し、行政手続条例の見

直し等に努めます。

施 策

- ① 事務事業評価システムの導入を図るとともに、施策評価、政策評価を含めた行政評価システムの導入を推進します。
- ② 各種行事、イベント等の整理統合を促進します。
- ③ 庁内の事務処理の流れを調査し、事務の簡素合理化を推進します。
- ④ 資源の有効活用を図るため、両面印刷及び裏面利用、使用済み不要書類等の再資源化の徹底を図ります。
- ⑤ 文書管理の公文書の規格統一（A版化）を図ります。
- ⑥ 文書減量化を図るため、例規のデータベース化、庁内ウェブ利用による事務処理の拡大等、文書のペーパーレス化を推進します。

(2) 民間委託等の推進

行政事務の民間委託については、個人情報保護対策、事務事業の性質及び費用対効果について慎重に検討したうえで、行政責任の確保、サービスの向上、事務の効率化、コスト削減等が図られる行政事務については、民間委託を推進します。

施 策

- ① 民間委託が可能な事務事業の調査・検討に努めます。
- ② 調査・検討の結果を踏まえ、委託可能な事務から随時導入を図ります。

(3) 公共工事の改善

公共工事については、適切な設計単価、予定価格の設定、入札・契約手続きの透明性と公平性の確保及び公正な競争の促進等、入札・契約制度の一層の改善を図ります。

また、適正な工事の施行を確保するとともに、不正行為の排除を徹底し、信頼性の向上に努めます。

施 策

- ① 設計委託、工事等の入札に係る低入札価格調査制度の導入を検討します。
- ② 電子入札等、新たな入札方式の導入を検討します。
- ③ くじによる選定、一般競争入札制度等の運用を促進します。

5 職員の配置、定員及び給料の適正化

(1) 職員配置の適正化

地方分権の推進に対応した職員配置を図る必要があることから、福祉や土木建築等の専門的な分野における職員配置を考慮しながら、職務内容に応じた効果的な事務処理を行うための柔軟な配置に努めます。そのために、職員の資格、経験や適性を考慮するものとします。

また、事務の効率化を図るための内示制度の検討、職務内容に応じて、臨時職員や非常勤職員等の適切な活用を推進する等、業務量の均一化を図ります。

施 策

- ① 住民サービスへの影響、事務引継ぎの効率化に考慮した配置に努めます。
- ② 一つの部署に長期（5年以上）在職している職員配置の見直しを推進します。
- ③ 女性職員の職域拡大（役職登用等）を推進します。
- ④ 技術系職員と一般事務職員を計画的に採用し、適正な配置に努めます。
- ⑤ 臨時職員等の配置基準の明確化に努めます。
- ⑥ 本人の希望調査制度導入に努めます。

(2) 職員数の適正化

職員数は、第二次行政改革の実施により、平成7年4月1日の166人から、平成17年4月1日現在150人で、16人の減員（△9.6%）となっておりますが、健全な財政運営をおこなうために引き続き職員数の削減に努めます。なお、削減に際しては、住民サービスを確保しつつ、退職者数の2分の1の新規採用を目標として、「最少の人員で最大の効果を上げる」ことを基本に定員管理計画を策定し、施設職員の定数及び行政事務の適正な執行に必要な人員を見通しながら実施します。

また、再任用制度・任期付職員制度の効率的な活用について検討します。

施 策

- ① 組織・機構の改革及び行政事務の民間委託の進捗と併せた退職者の1/2の新規採用計画の実施に努めます。
- ② 事業の集中時期等に柔軟に対応できる職員の確保（再任用・任期付職員制度）策を検討します。
- ③ 期間を設けて、勸奨退職制度の有効利用を推進します。

◇ 定員管理計画

【単位：人】

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
退職（見込）者数	—	2	3	7	4	9	25
採用（見込）者数	—	0	2	4	2	5	13
増 減	—	△2	△1	△3	△2	△4	△12
計	150	148	147	144	142	138	—

(3) 職員の給料及び手当の適正化

職員の給与は、厳しい経済情勢にあることを踏まえたうえで、地域の実情及び町の財政状況、周辺自治体との均衡を考慮しながら、人事院規則に準じた給与制度及び給与水準の適正化に努めます。

また、諸手当等は、支給の必要性等を含めた見直しに努め、適正化を図ります。

施 策

- ① 国に準じ、定年退職（20年以上）時の特別昇給を廃止します。
- ② 職員給与の公表を継続するとともに、公表方法等の工夫に努めます。
- ③ 職務に応じた管理職手当の支給率の見直しを図ります。
- ④ 特殊勤務手当は、支給対象、支給基準の妥当性等を検討し、適正な見直しに努めます。
- ⑤ 時間外勤務手当は、現状を把握し、職員配置や事務改善により、5年間で10%の縮減に努めます。

6 職員の意識改革と能力開発の推進

(1) 職員の意識改革・能力開発

行政改革の推進にあたっては、行政に対する町民からの信頼を得ること、その必要性を職員一人ひとりが認識し、行動することが必要となります。そこで、積極的に職員の意識改革を図り、自らが主体となり課題に取り組む力を向上させる等、個々の能力開発につながる制度の充実に努めます。

また、地方分権の推進に対応した政策形成能力、法制執務能力等の向上、多様化する住民ニーズに対応した専門的知識を習得するために職員研修の充実に努めます。

施 策

- ① 民間的思考に立ち、職員一人ひとりのコスト縮減意識の徹底を図ります。
- ② 職員の事務改善意識を向上させるため、職員提案制度の導入を図ります。
- ③ 専門的分野、経験年数に応じた職員研修の充実に努めます。
- ④ 職員の自発的な勉強会の実施を支援します。
- ⑤ 県との人事交流を推進します。

(2) 人事評価制度の充実

職員一人ひとりのやる気の醸成、能力開発及び職場の活性化を推進し、住民サービス等、行政水準の向上に資するため、人材育成の視点から、職員の能力、職責、業績が、より適切に評価され、公平に反映される人事評価制度の充実に努めます。

施 策

- ① 人材育成基本方針からなる勤務成績の評定要綱を見直し、客観性、公平性を高める新たな人事評価制度の導入に努めます。
- ② 管理職試験の導入について検討します。

7 健全な財政運営の推進

(1) 自主財源の確保と強化策

町の施策を計画的に執行するために必要な財政基盤の強化に欠くことのできない自主財源の確保に努めます。

また、基金は、財政運営の安定を図っていく必要から、適正な額の確保に努めます。

① 町税等の確保

自主財源の根幹となる町税、使用料及び手数料の確保を図るため、公平性の視点から、収納率の向上に努めるとともに申告、納税の啓発を強化します。

② 受益者負担の適正化

住民に直接負担を求める使用料及び手数料等については、「受益者負担の原則」、「負担公平の原則」に立ち、住民の理解を求めながら適正な見直しに努めます。

③ 公有財産（普通財産）の有効利用

町が保有する公有財産について、計画的な利用促進と効率的な見直しを図ります。

④ 企業誘致の推進

積極的な企業の誘致を推進し、新たな雇用、税収の確保等を図ります。

施策

(町税等の確保)

① 税等の滞納徴収において、税務経験者等の退職者再任用制度の導入や管理職の徴収従事の検討を行う等、徴収強化策の推進を図ります。

② 滞納者の実態の把握に努めるとともに法的措置による厳格な対応を図ります。

(受益者負担の適正化)

① 使用料及び手数料等は、各事業の目的を踏まえた負担基準の明確化に努めながら、定期的（3年から5年毎）な負担額の見直しを図ります。

(公有財産の有効利用)

① 未利用土地等の有効利用を検討するとともに、活用が難しい土地等については処分に努めます。

(企業誘致の推進)

① 企業誘致を推進します。

(2) 歳出の抑制策

本町財政運営を将来にわたり健全なものとするため、単年度収支均衡を目標にした財政計画の策定及び予算編成を目指し、細部にわたる徹底した経費節減策に取り組むとともに、今後の財政負担を考慮しながら予算の効果的、重点的な配分、

事業の見直しを図ります。

また、広く住民に町の現況を知らせるため、指標等を使ったわかりやすい財政状況の公表に努めます。

① 義務的経費の抑制及び削減

義務的経費は、健全財政維持のため、できる限り抑制すべきとの考えから、特別職、非常勤を含めた職員人件費の抑制に努めます。

また、将来への負担を軽減するため、計画的かつ効果的な事業と起債計画による公債費の抑制に努めます。

② 投資的経費の重点的な配分

基盤整備の重要性を踏まえながらも、歳入に見合った事業計画の策定、総合振興計画に基く事業の優先的な実施等、必要な投資的経費の重点的な配分に努めます。

③ その他の経費の削減

その他の経費については、常にコスト意識を持った執行に努めるとともに、特に合理化・効率化による物件費の削減を図ります。

また、補助金等は、対象事業や補助率、補助期間の見直しによる整理合理化に努めます。

④ 財務関係諸表の作成

企業的経営感覚の視点による財務関係の諸表を作成し、予算の適正配分、事務事業の効率化に努めます。

施 策

(義務的経費の抑制及び削減)

① 特別職等の給与等の見直しに併せ、その他非常勤の特別職、各種委員会等の報酬の見直しを図ります。

② 公債費の将来に対する負担軽減を推進し、中期的な財政見通しによる起債の発行制限の設定に努めます。

(投資的経費の重点的な配分)

① 計画段階から事業の必要性、公益性等の検討を十分に行い、的確な財源の確保による事業費の重点的な配分に努めるとともに、毎年の財政状況に応じた、事業の見直しを図ります。

(その他の経費の削減)

① 研修会や団体等の各種負担金、各種業務委託の内訳、妥当性を検討し、見直しに努めます。

② 日当のあり方、旅費の適正な執行について検討し、見直しを図ります。

③ 庁内の消耗品の購入及び管理の徹底を行い、購入の際は競争入札（見積）を行い経費節減に努めます。

④ 補助金・交付金等は、必要性、効果等の評価を踏まえたうえで、定期的な

見直し（3年～5年）を図り、特に財政援助団体等については、町に対する過度な依存体質を排除し、団体独自の体質強化を促進しながら整理合理化に努めます。

⑤ 借地料の見直し及び利用実態に応じた借地の取得に努めます。

（財務関係諸表の作成）

① より収支のバランスを考え、財務関係諸表の作成、公表に努めます。

（3）特別会計の健全化

特別会計は、長期財政計画に基づき事務経費の削減、受益者負担の見直しに努めます。

また、なかでも公営企業等については、独立採算の原則を踏まえ、民間活力の活用等、事務事業の見直しによる健全な経営に努めます。

施 策

① 受益者負担の適正な見直しについて検討します。

② 公共下水道事業、浄化槽整備推進事業の加入促進を図ります。

8 公共施設の設置及び管理運営

（1）効果的・効率的な設置及び管理運営

公共施設は、住民の利便性の確保を踏まえたうえで、適切な施設の配置と効率的な整備に努めながら、併せて、施設の活用状況等の点検を行い、有効利用を促進します。

保育園の管理運営については、児童数の減少、延長保育や一時預かり等の多様化する保育ニーズ及び運営コスト削減等に対応するため、4園の統廃合や民間活力の導入を図ります。なお、統合、民営化を進めるにあたっては、住民の理解を得る必要があるため、説明責任を果たしつつ検討します。

延寿荘（養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・デイサービスセンター）の管理運営については、虚弱高齢者、要介護者の増加に対応し、さらにサービスの充実に努め、将来的には、指定管理者制度の導入や民営化を積極的に推進します。

その他の公共施設の管理運営については、出資法人のあり方や指定管理者制度の導入について検討し、原則として外部委託を推進します。

施 策

（保育園）

① 現在の公立保育所4園を当分の間は、公営2園、民営2園とし、将来はすべて民営化を推進します。なお、民営化に際しては、以下の事項に留意して実施します。

ア）行政でやるべき分野（入所決定・保育料）と、民営でやるべき分野（運営・職員の確保等）を明確にして、相互協力の基に保育事業の実施を推進

します。

イ) 公営も民営も双方の利点を大いに活用し、相乗効果によって保育サービスを向上させます。

ウ) 延長・夜間・一時預かり・休日等の特別保育サービスの拡充を図ります。

エ) 公営・民営による連絡協議会の設置を通して、子育てネットワークの強化を図ります。

(延寿荘)

① 老人福祉法の改正を踏まえて、養護老人ホームの改築、入所定員及び職員の定員管理計画等を見直します。

② 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターについては、民間活力の導入を積極的に推進します。

(その他の公共施設)

① 総合文化福祉センターは、指定管理者制度を導入します。

② 施設を管理運営する町出資法人のあり方について検討します。

③ その他の公共施設は、コスト削減や利用時間、開館日の見直しを含めた住民サービス向上のため、指定管理者制度等による民間活力の導入を推進します。

9 広域行政の連携強化

(1) 広域行政の連携強化

広域的視点に立ち、各自治体で共通し広域処理が可能な事務事業について検討し、2市4町（荒尾市・玉名市・南関町・玉東町・和水町・長洲町）の連携強化による荒尾・玉名地域一体となった地域振興を推進します。

また、市町村合併についての調査・検討に努めます。

施 策

① 各自治体で共通した事務事業の広域処理を推進します。

② 公共施設の圏域内での一元的な料金制度や予約システム整備の検討及び広域利用の推進に努めます。

③ 県の合併構想を踏まえたうえで、市町村合併について調査・検討します。

<参考>

(1) 南関町行政改革審議会設置条例

(平成7年12月25日 条例第39号)

改正 平成10年3月23日

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南関町行政改革審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、行政改革の推進に関連する重要な事項について調査、審議する。

2 審議会は、行政改革の推進上必要な事項については、町長、議会議長、教育委員会及び農業委員会等の執行機関に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 審議会は、町長と協議して会長が招集する。

2 会長が、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、任務遂行上必要なときは、町長の承認を得て関係人の出席を求めることができる。

(資料の提出等の要求)

第6条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、町長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月23日条例第7号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(2) 南関町行政改革審議会委員名簿

(任期 平成17年4月1日から平成19年3月31日)

職 名	氏 名	備 考
会 長	堀 幹也	学識経験者 (元議会議員)
副会長	田辺 由紀子	女性代表 (元行政改革審議会委員)
委 員	田口 浩	商工会代表 (商工会会長)
〃	岡本 大海	行政経験者代表 (元役場職員)
〃	宮本 貞子	女性代表 (特別職等審議会委員)

(3) 南関町行政改革推進本部設置要綱

(平成17年2月1日 訓令第6号)

(設置)

第1条 行政改革の継続的な推進を図るため、南関町行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱及び実施計画の策定に関すること。
- (2) 行政改革大綱及び実施計画の進行管理に関すること。
- (3) その他行政改革の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は助役を、副本部長は総務課長を、本部員は課長等所属長をもって充てる。

3 本部長は、本部を総括する。

4 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、本部長が議長となる。

(行政改革検討委員会)

第5条 本部に、会議に付議する事項について調査、検討するため、行政改革検

討委員会を置く。

2 行政改革検討委員は、本部長の指名する者をもって構成する。

(行政改革小委員会)

第6条 本部長は、専門的又は特別な事項を調査、研究及び審議するため、行政改革小委員会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月10日から施行する。

(南関町行政改革推進実施要綱の廃止)

2 南関町行政改革推進実施要綱(平成7年訓令第5号)は、廃止する。

第三次南関町行政改革大綱

実施プログラム

(平成18年度～平成22年度)

平成18年3月

南 関 町

第三次南関町行政改革大綱 実施プログラム

1. 協働によるまちづくりの推進

改 革 の 項 目			実施予定年度 *数字は数値目標						担当部署	No.	
中項目	小項目	細項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22			
(1) 地域住民との協働の推進	住民参加システムの導入	パブリックコメント制度の導入		○						総務課	1
		ワークショップ方式等による町民参加の推進	○							関係課	2
	住民活動の促進	住民団体等の基盤づくり支援		○						関係課	3
		住民主体による行事等の実施の推進		○						関係課	4
(2) 情報公開の推進	情報公開の充実		○							総務課	5
	広報誌、ホームページの充実		○							総務課	6
	防災行政無線の加入促進		○							総務課	7

2. 情報化の推進と行政サービスの向上

改 革 の 項 目			実施予定年度 *数字は数値目標						担当部署	No.		
中項目	小項目	細項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22				
(1) 電子自治体の推進	町内の高速通信網整備の促進		○							総務課	8	
	総合行政システム更新事業（リプレース）の実施		○							総務課	9	
	総合的な電子化の推進	情報化推進計画の策定			○						総務課	10
		電子決裁の導入				○					総務課	11
		文書管理システムの更新（リプレース）				○					総務課	12
		GIS（地理情報システム）導入の検討				○					関係課	13
		セキュリティ強化対策の推進		○							総務課	14
(2) 住民サービスの向上	窓口サービスの見直し	窓口時間の延長	○							関係課	15	
		休日における窓口対応の検討		○						関係課	16	
	IT化（インターネット手続き）の充実		○							総務課	17	
	庁舎・施設環境の改善	受付窓口の設置	○							総務課	18	
		分かりやすい案内板の設置		○						総務課	19	
	接遇の改善		○							関係課	20	

第三次南関町行政改革大綱 実施プログラム

3. 組織・機構の整備

改 革 の 項 目			実施予定年度 *数字は数値目標						担当部署	No.	
中項目	小項目	細項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22			
(1) 組織・機構の改革	課・係の統廃合	課の統合		○						総務課	21
		係の再編又は係制度の見直し		○						総務課	22
		助役の収入役職務兼務 ※		○						総務課 会計課	23
		特別職の非常勤職員の廃止等の検討		○						関係課	24
	決裁権限の見直し（財務決裁：総務課長20万円、課長10万円）			○						総務課	25
(2) 審議会・委員会等の整理・統合	審議会・委員会等の整理・統合の推進			○					△10%	関係課	26
	審議会・委員会等の定数の見直し			○					△10%	関係課	27
	委員等の選任方法の見直し	委員等の選任方法の見直し		○						総務課	28
		委員等選任委員会の設置		○						総務課	29
(3) 行政区等の再編・統合	小規模行政区域の統合の推進			○						総務課	30
	区長制度の見直し				○					総務課	31

第三次南関町行政改革大綱 実施プログラム

4. 行財政システムの簡素化・効率化

改 革 の 項 目			実施予定年度 *数字は数値目標						担当部署	No.	
中項目	小項目	細項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22			
(1) 事務事業の見直し	事務事業の見直し	事務事業評価システムの導入 ※		○					総務課	32	
		資源回収事業の見直し		○					住民課	33	
	各種行事等の整理合理化	イベントの統廃合の推進 ※		○					関係課	34	
	事務の簡素化・効率化	消耗品予算管理の一元化 ※		○						総務課	35
		臨時職員等の保険手続きの合理化 ※		○						総務課	36
		広報なんかんの利用拡充 ※	○							関係課	37
		両面印刷の推進（資源活用、文書減量）※	○							関係課	38
		区外住民への文書等発送の効率化 ※		○						関係課	39
		申請手続等の簡素化 ※	○							関係課	40
		公文書のA版化 ※	○							総務課	41
		会議の効率化 ※	○							関係課	42
		事務処理のマニュアル化推進 ※		○						関係課	43
		タイムカードの廃止 ※		○						総務課	44
	電算処理業務の改善	例規のデータベース化 ※	○							総務課	45
		会議文書等のペーパレス化の推進	○							総務課 関係課	46
(2) 民間委託等の推進	行政事務の民間委託の推進	民間委託の事務の調査・検討 ※		○					総務課	47	
		事務の民間委託の導入 ※			○				関係課	48	
(3) 公共工事の改善	低入札価格調査制度導入の検討			○					総務課	49	
	入札方式の改善	電子入札制度導入の推進				○			総務課	50	
		一般競争入札の運用促進		○					総務課	51	
		くじによる選定方式の運用促進		○					総務課	52	
	設計プロポーザル（提案）方式の運用促進			○					総務課 関係課	53	

第三次南関町行政改革大綱 実施プログラム

5. 職員の配置、定員及び給与の適正化

改 革 の 項 目			実施予定年度 *数字は数値目標						担当部署	No.	
中項目	小項目	細項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22			
(1) 職員配置の適正化	人事異動の見直し	希望調査制度の導入		○						総務課	54
		内示制度の創設		○						総務課	55
		長期在職者の異動の推進		○						総務課	56
	女性職員の職域拡大（役職登用等）			○						総務課	57
	技術職員と一般事務職員の計画的な採用			○						総務課	58
	臨時職員等の配置基準内容の明確化による配置の推進			○						総務課	59
(2) 職員数の適正化	定員管理計画の策定 ※		○						△8%	総務課	60
	再任用制度・任期付職員制度導入の検討 ※			○						総務課	61
	勸奨退職制度利用の促進 ※			○						総務課	62
(3) 職員の給料及び手当の適正化	給与制度の見直し	人事評価による給与制度の見直し ※			○					総務課	63
		定年退職時特別昇給の廃止 ※		○						総務課	64
		勤勉手当の見直し ※		○						総務課	65
		管理職手当の支給率改定 ※		○						総務課	66
		特殊勤務手当の見直し ※		○						総務課	67
		時間外勤務手当の縮減 ※		○						△10%	総務課

6. 職員の意識改革と能力開発の推進

改 革 の 項 目			実施予定年度 *数字は数値目標						担当部署	No.	
中項目	小項目	細項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22			
(1) 職員の意識改革・能力開発	職員の意識改革	民間への研修参加の促進	○							総務課	69
		職員提案制度の導入		○						総務課	70
	職員の能力開発	職員研修の充実	○							総務課	71
		経験年数別職員研修の実施		○						総務課	72
		勤務評定基準に関する研修		○						総務課	73
		県との人事交流		○						総務課	74
(2) 人事評価制度の充実	人事評価制度の見直し	新たな人材育成基本方針の策定			○					総務課	75
		新たな人事評価制度の導入			○					総務課	76
	管理職試験導入の検討			○					総務課	77	

第三次南関町行政改革大綱 実施プログラム

7. 健全な財政運営の推進

改 革 の 項 目			実施予定年度 *数字は数値目標						担当部署	No.	
中項目	小項目	細項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22			
(1) 自主財源の確保と強化策	町税等の確保	退職者再任用制度等の導入の検討		○						住民課	78
		徴収強化策の推進 ※	○						0.5%	住民課	79
		新たな財源創設プロジェクトの推進		○						関係課	80
	受益者負担の適正化	体育施設使用料の改定 ※		○						教育課	81
		ごみ処理手数料の改定 ※		○						住民課	82
		火葬場使用料の改定 ※	○							住民課	83
		情報通信格差是正事業分担金改定 ※		○						総務課	84
		その他の受益者負担額の改定 ※		○						関係課	85
	公有財産(普通財産)の有効利用	未利用財産の有効利用と処分の検討		○						総務課	86
	企業誘致の推進			○						経済課	87
(2) 歳出の抑制策	義務的経費の抑制及び削減	人件費の削減 ※ ①特別職、各種委員等の報酬等の削減	○							関係課	88
		公債費の抑制 ①起債残高の抑制		○					△5%	総務課	89
	投資的経費の見直し	普通建設事業の重点的な配分 ※	○							総務課	90
	その他の経費の削減	物件費の縮減 ①旅費規程の見直し ※	○						△10%	総務課	91
		②委託料の縮減 ※		○						関係課	92
		③需用費の削減		○						関係課	93
		④借地料の見直し	○							関係課	94
		補助費等の削減 ①負担金の見直し		○						関係課	95
		②補助金の整理統合 ※	○						△10%	関係課	96
	財務関係諸表の作成	バランスシートの作成			○					総務課	97
行政コスト計算書の作成				○					総務課	98	
財務関係諸表の公表		○							総務課	99	

第三次南関町行政改革大綱 実施プログラム

改 革 の 項 目			実施予定年度 *数字は数値目標						担当部署	No.	
中項目	小項目	細項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22			
(3) 特別会計の健全化	受益者負担の見直し ※			○						関係課	100
	公共下水道事業等の加入促進の強化 ※		○							建設課	101

8. 公共施設の設置及び管理運営

改 革 の 項 目			実施予定年度 *数字は数値目標						担当部署	No.	
中項目	小項目	細項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22			
(1) 効果的・効率的な 設置及び管理運営	保育園の民営化の推進	保育園の民営化（2園） ※				○				福祉課	102
	延寿荘の管理運営の見直し	養護老人ホームの入所定員の見直し及び改築の検討		○						福祉課	103
		民間活力導入の検討 ※			○					福祉課	104
	その他の公共施設の管理運営の見直し	総合文化福祉センターの指定管理者制度導入※			○					福祉課	105
		指定管理者制度等導入の検討 ※				○				関係課	106

9. 広域行政の連携強化

改 革 の 項 目			実施予定年度 *数字は数値目標						担当部署	No.	
中項目	小項目	細項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22			
(1) 広域行政の連携強化	共同事業の推進		○							関係課	107
	公共施設の共同利用の推進		○							関係課	108
	市町村合併の調査・検討			○						総務課	109

※印は、集中改革プランの実施項目